



報道発表資料

令和2年7月2日
【照会先】
山形労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 新関 一枝
室長 補佐 升川 禎子
厚生労働事務官 西山 彩由実
(電話) 023-624-8228

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業
えるぼし認定企業1社、くるみん認定企業5社を決定！！
～累計でえるぼし認定企業は8社、くるみん認定企業は52社（延べ61社）に～

山形労働局（局長 河西 直人）では、この度、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）及び次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）企業として、以下の6社を新たに認定いたしました。

えるぼし認定（2段階目）	S. E. Onetop 合同会社 （本社：東根市、代表社員 滝口 誠）
くるみん認定	株式会社ジェイ・サポート （本社：山形市、代表取締役 村川 和久）
	山形パナソニック株式会社 （本社：山形市、代表取締役 清野 寿啓）
	社会福祉法人恵泉会 （本社：鶴岡市、理事長 後藤 重好）
	株式会社きらやか銀行 （本社：山形市、取締役頭取 栗野 学）
	社会福祉法人みゆき福祉会 （本社：上山市、理事長 三沢 邦昭）

えるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合、くるみん認定は、子育て支援に積極的に取り組んでいる子育てサポート企業として認定基準を満たした場合に受けることができる制度です。

当局管内のえるぼし認定企業数は8社（3段階目6社、2段階目2社）、くるみん認定企業数は、プラチナくるみん認定5社、くるみん認定52社（延べ61社）です。（これまでの県内認定企業等については資料1参照）



認定マーク
(愛称：えるぼし 2段階目)



認定マーク
(愛称：くるみん)

認定された企業は、このマークを商品、広告、求人広告及びホームページ等で表示することができます。えるぼしは「女性活躍推進企業」、くるみんは「子育てサポート企業」として広くアピールすることができます。

S. E. Onetop 合同会社

代表者 代表社員 たきぐち まこと 滝口 誠

事業内容 情報通信業

労働者数 9人（男性2人、女性7人）

所在地 東根市大字島大堀3

電話番号 0237-53-0100



1 採用

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る)

<達成状況>

※該当期間に男性の採用者がいないため算出できず、評価対象外

2 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとに0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る)

<達成状況>

全ての雇用管理区分で0.7以上

(参考)

正社員 女性の平均継続勤務年数1.6年÷男性の平均継続勤務年数1.0年=1.6

3 労働時間等の働き方

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

<達成状況>

全ての雇用管理区分で各月ごとに45時間未満

(参考)一月当たりの労働者の平均残業時間

正社員 5.5時間 有期雇用者 1.7時間

4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

<達成状況>

100.0%(産業平均値(情報通信業):7.5%)

5 多様なキャリアコース

直近の3事業年度において、以下の1項目以上の実績を有すること(労働者数300人以下企業の場合)

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

<達成状況>

上記A 女性の非正社員から正社員への転換:4人

上記D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用:1人

株式会社ジェイ・サポート

代表者	代表取締役 <small>むらかわ かずひさ</small> 村川 和久
事業内容	製造業
労働者数	29人（男性19人 女性10人）
所在地	山形市立谷川二丁目1307
電話番号	023-674-7431



●育児休業等取得率

・男性労働者：100%

（育児休業等をした男性労働者数／配偶者が出産した男性労働者数：2 / 2 = 100%）

・女性労働者：100%

（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：1 / 1 = 100%）

●行動計画

1 計画期間 平成29年2月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

- ① 男女ともに子どもの出生時における、育児休業の取得者を増やす。
- ② 令和2年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均6日以上とする。
- ③ 社員の子どもの対象とした、「職場見学」を実施する。

●行動計画取組結果

① 朝礼時、全社員に改正育児・介護休業法について説明。女性や育休取得予定の男性には別の機会にも再度説明。

行動計画策定前の育児休業取得率は男性0%、女性40%。行動計画策定後の平成29年2月以降の育児休業取得率は男性100%、女性100%に増加。

② 令和元年4月から令和2年3月までの、年次有給休暇の取得日数は1人当たり平均9.49日。

③ 令和元年7月31日に「こども参観日」を実施し、9名の子どもが参加。

山形パナソニック株式会社

代表者 代表取締役 せいの としひろ 清野 寿啓
事業内容 卸売業
労働者数 298人（男性223人 女性75人）
所在地 山形市平清水1丁目1番75号
電話番号 023-622-5402



●育児休業等取得率

- ・男性労働者：8%

（育児休業等をした男性労働者数／配偶者が出産した男性労働者数：2／24＝8%）

- ・女性労働者：100%（労働者数が300人以下の一般事業主の特例により、平成25年4月1日から令和2年3月31日までの状況）

（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：2／2＝100%）

●行動計画

1 計画期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

- ①平成27年度以降、育児をしている社員を含め、それぞれが家庭と仕事のバランスを取りながら柔軟な働き方ができるようにするため、フレックスタイム制度を導入する。
- ②計画期間内に、所定外労働時間を削減するための策を検討し実施する。
- ③地域の若者の就労意識や自立を支援することを目的に、就業体験の機会を提供するインターンシップの受入を継続して実施する。

●行動計画取組結果

- ①フレックスタイム制度を平成27年4月16日より導入。

令和元年度のフレックスタイム制度利用者の延べ人数は2,788名（男性2,344名、女性444名）、利用者数は1か月平均232.3名。

- ②平成29年10月16日より水曜日と金曜日を「ノー残業デー」とし、社内掲示板等での周知、放送での呼びかけを実施。
- ③大学などからのインターンシップの受け入れを継続して実施。

社会福祉法人恵泉会

代表者	理事長 <small>ごとう</small> 後藤 <small>しげよし</small> 重好
事業内容	社会福祉事業
労働者数	327人（男性53人 女性274人）
所在地	鶴岡市茅原町28番10号
電話番号	0235-29-5111



●育児休業等取得率

- ・男性労働者：50%

（育児休業等をした男性労働者数／配偶者が出産した男性労働者数：3／6＝50%）

- ・女性労働者：100%

（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：33／33＝100%）

●行動計画

1 計画期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

- ① 職員に対して出産及び育児関連制度の周知や情報を積極的に提供するために、妊娠中及び出産後の職員のための相談窓口を設置する。
- ② 計画期間内に男子職員が1人以上、育児休業を取得することを目指す。
- ③ 子どもを育てる職員のための企業内保育所の設置を目指す。

●行動計画取組結果

- ① 平成27年9月1日に相談窓口を設置。

妊娠がわかった職員へ産休に入るまでに取得できる休暇等についての説明を個別に行い、産休や育休期間中に支払われる出産手当金や育児休業給付金の説明を実施。また、復帰の時期に合わせて育児時間や育児短時間勤務の制度の説明等を実施。

男性職員については、配偶者が妊娠しているとの知らせを受けた場合に、配偶者の出産休暇（1日）や育児休業の取得方法について説明。

- ② 計画期間内に3名の男性職員が育児休業を取得。

- ③ 法人職員及び地域の保育を必要とする子どもの保育と健全な心身の発達を図ることを目的とし、平成28年4月1日に事業所内保育所「鈴の音保育園」を設置。

これまでの「鈴の音保育園」の利用職員数は男性3名、女性13名、令和2年6月1日現在の園児数は13名。

株式会社きらやか銀行

代表者 取締役頭取 あわの まなぶ 栗野 学
事業内容 金融業
労働者数 1321人（男性702人 女性619人）
所在地 山形市旅籠町三丁目2番3号
電話番号 023-631-0001（代）



●育児休業等取得率

・男性労働者：7%

（育児休業等をした男性労働者数／配偶者が出産した男性労働者数：7／100＝7%）

・女性労働者：98%

（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：50／51＝98%）

●行動計画

1 計画期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

①計画期間に、育児休業の取得状況を下記の水準を目指す。

女性：育児休業取得率80%以上、男性：育児休業取得率7%以上

②「定時退行日」及び「業後18時のパソコン一斉シャットダウン」を継続的に実施。

③連続休暇及び年次有給休暇の取得推進のための行内PRを継続し行う。

●行動計画取組結果

①育児休業の取得率 女性：98%、男性：7%

平成30年10月1日に規程改定し、保存有給休暇を活用した利便性の高い育児休業制度を導入。

②「定時退行日」を行内LANの共有スケジュール管理表へ掲載し、全職員への周知徹底。

平成30年5月23日に、役員・本部部長・営業店所属長対象に「イクボス」研修会を実施。

③連続休暇及び年次有給休暇の取得促進について、行内LANに掲載し継続的にPRを実施。

社会福祉法人みゆき福祉会

代表者	理事長 <small>みさわ</small> 三沢 <small>くにあき</small> 邦昭
事業内容	介護事業
労働者数	279人（男性66人 女性213人）
所在地	上山市牧野字清水 21-1
電話番号	023-674-3388



●育児休業等取得率

- ・子の看護休暇を取得した男性労働者：6人

（1歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）

- ・女性労働者 94%

（育児休業等をした女性労働者数／出産した女性労働者数：17／18＝94%）

●行動計画

1 計画期間 平成29年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

- ①子の看護休暇の取得促進のための取組の継続。計画期間中に39名以上の取得を目指す。

（職員の15%以上）

- ②子育てや介護等、家庭の状況にあった働き方ができる労働条件限定職員転換制度（勤務地限定、勤務形態限定、職種限定、勤務時間限定）の周知と利用促進。

●行動計画取組結果

- ①平成29年度の取得人数は35名、平成30年度の取得人数は41名、令和元年度の取得人数は42名であり、平成30年度より達成。

子の看護休暇は、子が中学校卒業に達するまで、1時間単位で取得可能としている。

- ②周知チラシを作成し、全職員に配布。

平成29年度の利用者は2名、令和元年度の利用者は2名。

添付資料

- 1 女性活躍推進法に基づく認定企業等の状況
- 2 女性活躍推進法に基づく認定制度
- 3 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定（令和2年6月から）
- 4 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業等の状況
- 5 子育てサポート企業の認定について
- 6 育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度の概要